

野田市妊娠の届出に関する取扱規程及び野田市消防団所属の
施設等整備取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年6月27日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第3号

野田市妊娠の届出に関する取扱規程及び野田市消防団所属の施設等
整備取扱規程の一部を改正する訓令

(野田市妊娠の届出に関する取扱規程の一部改正)

第1条 野田市妊娠の届出に関する取扱規程(平成9年野田市訓令第3号)の
一部を次のように改正する。

第2条第2項中「の様式」を削り、「別記様式のとおりとする」を「もの
とする」に改める。

別記様式を削る。

(野田市消防団所属の施設等整備取扱規程の一部改正)

第2条 野田市消防団所属の施設等整備取扱規程(平成10年野田市訓令第1
1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「(別記第1号様式)」を削る。

第6条第1項中「(別記第2号様式)」を削る。

別記様式を削る。

附 則

この訓令は、令和5年8月1日から施行する。